二　昭和五十六年郵政省告示第三百四号（伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この項において対象規定という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　削除	［一　同上］ 二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">区別</td></tr>
<tr><td>一</td><td colspan="4">重要無線通信の種類</td></tr>
<tr><td>削除</td><td colspan="4">当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">当該伝搬障害防止区域の範囲</td><td>電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）</td><td>上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">当該区域に係る地域の名称</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>二　治安維持用</td><td>㈠　兵庫県伊丹市緑ケ丘七丁目一番一（七〇）</td><td>二・三</td><td>四・二</td><td>五〇</td></tr>
<tr><td></td><td>㈡　大阪府東大阪市上石切町二丁目一四五一の四五（五八六）</td><td>六</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>兵庫県
伊丹市　緑ケ丘三丁目、同四丁目、同五丁目、同七丁目、鋳物師一丁目、同二丁目、北園一丁目、同二丁目、北伊丹一丁目、同二丁目、同三丁目、北河原、中村</td><td>五〇</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>大阪府
豊中市　走井一丁目、同二丁目、同三丁目、勝部三丁目、宝山町、岡町北二丁目、岡町南二丁目、同三丁目、曾根西町四丁目</td><td>五〇</td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。